

条例の改正

○美里町国民健康保険税条例の一部改正

埼玉県の保険税水準の準統一を踏まえ、国民健康保険を安定的に運営するため、医療分の資産割と平等割を廃止し、賦課方式を4方式から2方式へ変更するものです。また、各区分の税率及び金額の改定を行うものです。



施行期日 令和7年4月1日

区 分		現 行	改 定	(参考) 令和6年度市町村標準保険税率
医 療 分 (基礎課税額)	所得割	6.8%	6.8%	6.76%
	資産割	10.0%	削除	—
	均等割	33,000 円	39,000 円	40,133 円
	平等割	6,000 円	削除	—
後期高齢者支援分 (後期高齢者支援金等課税額)	所得割	2.0%	2.4%	2.80%
	均等割	10,000 円	14,000 円	16,167 円
介護納付金分 (介護納付金課税額)	所得割	1.6%	1.9%	2.34%
	均等割	13,000 円	14,000 円	16,551 円

人 事

○美里町固定資産評価審査委員会委員の選任

清水 康雄 氏 (南阿那志) 任期が満了となるため、再任するものです。

○人権擁護委員の候補者の推薦

中島 勇次 氏 (湯析) 任期が満了となるため、再推薦するものです。

○美里町教育委員会委員の任命

横関 賢治 氏 (野中) 任期が満了となるため、再任するものです。